令和８年第１回川西町
議会定例会会議録

令和８年３月４日　水曜日　午前９時30分開議

議長　鈴木幸廣　　副議長　遠藤明子

出席議員（１２名）

１番　舩山千鶴君	２番　鈴木孝之君
３番　寒河江寿樹君	４番　渡部秀一君
５番　寒河江　司君	６番　吉村　徹君
７番　伊藤　進君	８番　神村建二君
９番　橋本欣一君	１０番　髙橋輝行君
１２番　遠藤明子君	１３番　鈴木幸廣君

欠席議員（０名）

説明のため出席した者

町長	茂木　晶君	副町長	島貫啓一君
教育長	片倉和之君	総務課長	有坂強志君
企画財政課長	坂野成昭君	政策推進課長	色摩良一君
会計管理者・税務会計課長	鈴木　玄君	住民課長	大河原孝如君
福祉介護課長	梶山由美君	健康子育て課長	近　祐子君
農林課長	大友勝治君	商工観光課長	安部博之君
地域整備課長	中山宗隆君	教育文化課長	前山律雄君
監査委員	嶋貫榮次君	企画財政課課長補佐（財政担当）	石田英之君

事務局職員出席者

議会事務局長　鈴　木　優　徳　　事務局長補佐　竹　田　紀　子

主　　任　髙　橋　知　希

議　事　日　程　（第　１　号）

令和８年３月４日　水曜日　午前９時30分開議

・　諸般の報告

・　町政報告

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　議第３１号　川西町監査委員の選任について

日程第　４　議第３２号　川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第　５　議第３３号　川西町農業委員会委員の任命について

日程第　６　議第３４号　川西町農業委員会委員の任命について

日程第　７　議第３５号　川西町農業委員会委員の任命について

日程第　８　議第３６号　川西町農業委員会委員の任命について

日程第　９　議第３７号　川西町農業委員会委員の任命について

日程第１０　議第３８号　川西町農業委員会委員の任命について

日程第１１　議第３９号　川西町農業委員会委員の任命について

日程第１２　議第４０号　川西町農業委員会委員の任命について

日程第１３　議第４１号　川西町農業委員会委員の任命について

日程第１４　議第４２号　川西町農業委員会委員の任命について

日程第１５　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第１６　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第１７　選第　１号　松川堰組合議会議員の選挙について

日程第１８　議第２９号　令和４年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業変更委託契約の締結について

日程第１９　議第３０号　坂水橋橋梁撤去工事変更請負契約の締結について

日程第２０　議第１７号　川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２１　議第１８号　川西町まちづくり委員会条例を廃止する条例の設定について

日程第２２　議第１９号　川西町交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第２３　議第２１号　川西町犯罪被害者等支援条例の設定について

日程第２４　議第２３号　川西町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

日程第２５　議第２５号　川西町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第２６　議第２６号　町有地の無償貸付けについて

日程第２７　議第２７号　町道路線の廃止について

日程第２８　議第２８号　町道路線の認定について

日程第２９　議案の委員会付託

・　令和８年度施政方針の説明について

日程第３０　議第２０号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第３１　議第２２号　川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第３２　議第２４号　川西町商工業振興資金融資制度基金条例を廃止する条例の設定について

日程第３３　議第　６号　令和７年度川西町一般会計補正予算（第１０号）

日程第３４　議第　７号　令和７年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第３５　議第　８号　令和７年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第３６　議第　９号　令和７年度川西町水道事業会計補正予算（第４号）

日程第３７　議第１０号　令和８年度川西町一般会計予算

日程第３８　議第１１号　令和８年度川西町国民健康保険事業特別会計予算

日程第３９　議第１２号　令和８年度川西町介護保険事業特別会計予算

日程第４０　議第１３号　令和８年度川西町後期高齢者医療特別会計予算

日程第４１　議第１４号　令和８年度川西町水道事業会計予算

日程第４２　議第１５号　令和８年度川西町下水道事業会計予算

日程第４３　議第１６号　令和８年度川西町農業集落排水事業会計予算

日程第４４　請願の付託

請願第１号　山形県総合コロニー希望が丘職員宿舎に関する請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長　全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和８年第１回川西町議会定例会を開会いたします。

（午前　９時３０分）

◎開議の宣告

○議長　直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長　本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めております。

◎諸般の報告

○議長　この際、私から諸般の報告を行います。

令和７年12月25日、米沢市議会議場において、置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、専決処分の承認を求めることについて、置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、令和７年度一般会計補正予算（第３号）、令和７年度消防特別会計補正予算（第２号）の計４議案が上程され、それぞれ原案のとおり承認及び可決されました。

令和８年２月10日、南陽市議会本会議場において、置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、議員役職等に関する申合せ事項により議長の選挙が行われ、本職が当選いたしました。続いて、令和７年度病院事業会計補正予算（第２号）の専決処分の承認について、令和７年度病院事業会計補正予算（第３号）、令和８年度病院事業会計予算、置賜広域病院企業団特別職の職員の報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について外条例案件１件、権利の放棄について、監査委員の選任についての計７議案が上程され、それぞれ原案のとおり承認、可決及び同意がなされました。

２月13日、山形県自治会館において、山形県町村議会議長会第77回定期総会が開催され、議事において、報告事項３件の報告の後、令和８年度事業計画並びに収入支出予算、令和８年度会費分賦収入方法、議会への多様な人材参画及び議会の機能強化をはじめとした12項目に取り組むことの決議の３議案が上程され、それぞれ可決されました。

同日、白鷹町において、置賜地方町村議会議長会令和７年度定期総会が開催され、議事において、報告事項２件の報告の後、令和８年度事業計画、令和８年度会計予算、令和８年度負担金分賦及び納入についての３議案が上程され、それぞれ可決されました。

２月19日、米沢市議会議場において、置賜広域行政事務組合議会定例会が開催され、負担金等の支出及び請求等並びに契約の締結について追認を求めることについてなど15件、組合有財産（救助工作車）の取得の一部変更について、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理に関する条例の一部改正について外条例案件１件、令和７年度一般会計補正予算（第４号）、令和８年度一般会計予算、令和８年度消防特別会計予算の計21議案が上程され、それぞれ原案のとおり可決されました。

諸般の報告を終わります。

◎表彰伝達及び町政報告

○議長　次に、自治功労者表彰、町村議会広報全国コンクール表彰及び山形県町村議会広報コンクール表彰の報告並びに伝達を行います。

２月13日に開催された置賜地方町村議会議長会定期総会において、置賜地方町村議会議長会表彰式が行われ、本町議会議員からは議員在職10年以上の自治功労者として、神村建二議員、伊藤　進議員及び本職鈴木幸廣がその栄に浴し、本職が表彰伝達を受けたところであります。

また、同日開催された山形県町村議会議長会定期総会において、全国町村議会議長会及び山形県町村議会議長会の表彰式が行われ、第40回町村議会広報全国コンクールにおいて、かわにし議会だよりが３回目となる最優秀賞に、第31回山形県町村議会広報コンクールにおいては入選１位に、それぞれ選定されました。

以上、ご報告申し上げます。

ついては、これより表彰の伝達を行います。

初めに、置賜地方町村議会議長会表彰の伝達を行います。

栄えある表彰を受けられました神村建二議員及び伊藤　進議員は、議場中央にお進みくだ

さい。

表彰状、川西町議会、神村建二殿。

あなたは議会議員として在職10年にわたり地方自治の確立、郷土の発展に寄与された功績は誠に大なるものがあります。

よって、本会表彰規程により記念品を贈り、ここに表彰いたします。

令和８年２月13日、置賜地方町村議会議長会会長、菅原隆男。

おめでとうございます。（拍手）

表彰状、川西町議会、伊藤　進殿。

以下同文であります。

おめでとうございます。（拍手）

続いて、第40回町村議会広報全国コンクール表彰及び第31回山形県町村議会広報コンクール表彰の伝達を行います。

栄えある表彰を受けられました広聴広報常任委員会の橋本欣一委員長は、議場中央にお進みください。

表彰状、最優秀賞、山形県川西町議会殿。

貴議会広報紙は第40回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績を収められました。

よって、ここにこれを表彰いたします。

令和８年２月６日、全国町村議会議長会会長、中本正廣。

代読であります。

おめでとうございます。（拍手）

賞状、入選、川西町議会殿。

貴議会広報紙第161号は第31回山形県町村議会広報コンクールにおいて頭書の成績を収められました。

よって、その創意と努力をたたえ記念品を贈り、これを賞します。

令和８年２月13日、山形県町村議会議長会会長、髙橋冠治。

代読であります。

おめでとうございます。（拍手）

続いて、本職が受賞いたしました置賜町村議会議長会の表彰伝達を、遠藤副議長からお願いいたします。

○副議長　表彰状、川西町議会、鈴木幸廣殿。

あなたは議会議員として在職10年にわたり地方自治の確立、郷土の発展に寄与された功績は誠に大なるものがあります。

よって、本会表彰規程により記念品を贈り、ここに表彰いたします。

令和８年２月13日、置賜地方町村議会議長会会長、菅原隆男。

代読であります。

おめでとうございます。（拍手）

○議長　ただいま受賞されました議員各位及び広聴広報常任委員会におかれましては、誠におめでとうございます。今後一層のご活躍をお祈りいたします。

町長の町政報告を行います。

町長茂木　晶君。

（町長　茂木　晶君　登壇）

○町長　ただいまは、栄えある表彰を授与されました鈴木幸廣議長、神村建二議員、伊藤　進議員、そして議会だよりの広聴広報委員会の皆様、誠におめでとうございます。心よりお喜び申し上げます。

さて、私より、昨年12月以降の町政報告を行います。

昨年12月２日から12日まで、第４回川西町議会定例会が開催されました。

12月18日、第２回川西町国民健康保険運営協議会を開催しました。会議では、令和８年度国民健康保険税の税率等の改正について説明するとともに、諮問を行いました。

１月４日、庁舎前駐車場において、令和８年消防出初め式を開催しました。

１月21日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

１月28日、第１回川西町議会臨時会が開催されました。

１月29日、川西町水道委員会を開催しました。会議では、水道事業経営診断結果等について説明し、水道料金の見直しなど、水道水の安定供給についてご意見をいただきました。

２月９日、川西町雪害対策本部を設置しました。町内で雪害による災害が発生するおそれがあることから、継続的に町民への防災行政無線、ホームページ等での情報発信に努め、一層の注意喚起を図るとともに、町民生活の安全確保に万全を期しております。

２月18日、第２回川西町総合教育会議を開催しました。会議では、１月に川西町立小学校の適正配置を考える協議会からの答申を受け策定しました川西町立小学校適正配置計画について協議いただきました。

２月20日、第２回川西町議会臨時会が開催されました。

２月20日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

２月26日、第３回川西町国民健康保険運営協議会を開催しました。会議では、令和７年度の事業実施状況を報告するとともに、令和８年度の事業計画案等を説明し、国民健康保険事業の安定的な運営と被保険者の健康増進について協議いただきました。

次に、入札執行状況について、１件500万円以上の入札執行状況を報告いたします。

１月20日、業務委託名、川西町役場庁舎宿日直・機械警備業務、落札金額6,666万円、落札者、株式会社エービーエム、代表取締役斎藤正則ほか、記載の２件の入札を執行したところです。

以上、町政の報告とさせていただきます。

◎会議録署名議員の指名

○議長　日程第１、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

２番鈴木孝之君、３番寒河江寿樹君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長　日程第２、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日３月４日より３月23日までの20日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、会期は20日間と決定いたしました。

◎議第３１号　川西町監査委員の選任について

○議長　日程第３、議第31号　川西町監査委員の選任について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　議第31号　川西町監査委員の選任について提案申し上げます。

提案理由につきましては、監査委員の嶋貫榮次氏が令和８年３月17日をもって任期満了と

なるため、提案するものです。

それでは、ご提案申し上げます。

次の者を川西町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住　　所　　川西町大字上小松3331番地の14

氏　　名　　嶋　貫　榮　次

生年月日　　昭和31年７月３日

本日付提出です。よろしくお願い申し上げます。

○議長　ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第２章第８項及び第６章第14項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

ここで、選任同意されました嶋貫榮次君より、ごあいさつをお願いしたいと思います。

○監査委員　ただいまは監査委員の選任にご同意をいただき、大変ありがとうございました。

改めて監査委員の役割を考えてみますと、自治法に規定しておりますとおり、最少の経費で最大の効果を挙げるというふうなことを狙いとしておりまして、町当局の財務事務が法令に照らして適正に行われているかというふうなこと、全般を見ていくという非常に責任の重い仕事というふうに認識しております。

もとより私、浅学非才の身でございまして、こうした立場で務め切れるものかどうか、不安もあるわけでございますけれども、ここは議員の先生方、それから町長はじめ職員の皆様のバックアップをいただきまして、精いっぱい務めてまいりたいというふうに思っております。

どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長　嶋貫榮次君におかれましては、今後のご活躍をご祈念申し上げます。

◎議第３２号　川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長　日程第４、議第32号　川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　議第32号　川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案申し上げます。

提案理由につきましては、固定資産評価審査委員会委員齋藤幸夫氏が令和８年３月31日をもって任期満了となるため、提案するものです。

それでは、ご提案申し上げます。

次の者を川西町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第３項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住　　所　　川西町大字荏475番地

氏　　名　　齋　藤　幸　夫

生年月日　　昭和36年４月10日

本日付提出であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長　ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第２章第８項及び第６章第14項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎議第３３号　川西町農業委員会委員の任命について

◎議第３４号　川西町農業委員会委員の任命について

◎議第３５号　川西町農業委員会委員の任命について

◎議第３６号　川西町農業委員会委員の任命について

◎議第３７号　川西町農業委員会委員の任命について

◎議第３８号　川西町農業委員会委員の任命について

◎議第３９号　川西町農業委員会委員の任命について

◎議第４０号　川西町農業委員会委員の任命について

◎議第４１号　川西町農業委員会委員の任命について

◎議第４２号　川西町農業委員会委員の任命について

○議長　日程第５、議第33号　川西町農業委員会委員の任命についてから日程第14、議第42号　川西町農業委員会委員の任命についてまでの10議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　議第33号　川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由につきましては、令和８年３月18日をもって農業委員会委員の任期が満了となるため、提案するものであります。

それでは、ご提案申し上げます。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住　　所　　川西町大字中小松2559番地

氏　　名　　江　本　久　憲

生年月日　　昭和49年３月30日

本日付提出であります。

続きまして、議第34号　川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由は同じです。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住　　所　　川西町大字大塚2606番地

氏　　名　　平　田　壽　和

生年月日　　昭和44年７月11日

本日付提出であります。

続きまして、議第35号　川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由は同じです。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住　　所　　川西町大字高豆蔟77番地

氏　　名　　渡　部　正　広

生年月日　　昭和39年３月１日

本日付提出であります。

続きまして、議第36号　川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由は同じです。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住　　所　　川西町大字堀金17番地

氏　　名　　情　野　市　孫

生年月日　　昭和30年５月12日

本日付提出であります。

続きまして、議第37号　川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由は同じです。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住　　所　　川西町大字玉庭3370番地

氏　　名　　高　橋　隆　士

生年月日　　昭和39年３月11日

本日付提出であります。

続きまして、議第38号　川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由は同じです。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住　　所　　川西町大字大舟1477番地

氏　　名　　竹　田　浩　徳

生年月日　　昭和36年３月27日

本日付提出であります。

続きまして、議第39号　川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由は同じです。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住　　所　　川西町大字吉田1275番地

氏　　名　　新　野　勝　廣

生年月日　　昭和39年10月１日

本日付提出であります。

続きまして、議第40号　川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由は同じです。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住　　所　　川西町大字上小松2816番地

氏　　名　　松　山　緩　子

生年月日　　昭和48年８月２日

本日付提出であります。

続きまして、議第41号　川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由は同じです。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住　　所　　川西町大字尾長島4241番地１

氏　　名　　遠　藤　　愛

生年月日　　昭和56年８月５日

本日付提出であります。

続きまして、議第42号　川西町農業委員会委員の任命について提案申し上げます。

提案理由は同じです。

次の者を川西町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住　　所　　川西町大字上小松2361番地の２

氏　　名　　後　藤　満　良

生年月日　　昭和25年９月15日

本日付提出であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長　ただいま町長の説明が終わりましたが、議第33号から議第42号までは人事案件でありますので、川西町議会運用例第２章第８項及び第６章第14項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

議第33号　川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第34号　川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第35号　川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第36号　川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第37号　川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第38号　川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第39号　川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第40号　川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第41号　川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

続きまして、議第42号　川西町農業委員会委員の任命について、本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◎諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長　日程第15、諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　諮問第１号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について、法務大臣より推薦の依頼があったので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

それでは、ご提案申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めます。

記

住　　所　　川西町大字堀金920番地

氏　　名　　黒　澤　紀美子

生年月日　　昭和27年２月11日

本日付提出であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長　ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第２章第８項及び第６章第14項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案について、原案による者を適任と認めることの意見とすることに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの意見とすることに決定いたしました。

◎諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長　日程第16、諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　諮問第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について、法務大臣より推薦の依頼があったので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

それでは、ご提案申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めます。

記

住　　所　　川西町大字吉田2990番地の２

氏　　名　　齋　藤　　之

生年月日　　昭和32年８月４日

本日付提出であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長　ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第２章第８項及び第６章第14項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案について、原案による者を適任と認めることの意見とすることに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの意見とすることに決定いたしました。

◎選第１号　松川堰組合議会議員の選挙について

○議長　日程第17、選第１号　松川堰組合議会議員の選挙について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　選第１号　松川堰組合議会議員の選挙についてお諮り申し上げます。

松川堰組合規約第９条第１項の規定により同組合管理者から選挙について告知があったの

で、第６条第１項の規定により組合議会議員を選挙する。

記

定　　員　　１名

本日付提出であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長　選挙の方法についてお諮りいたします。

７番伊藤　進君。

○７番　７番です。

松川堰組合議会議員の選挙の方法については、指名推選の方法で提案いたします。

○議長　ただいま伊藤　進君より、松川堰組合議会議員の選挙の方法については、指名推選によられたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がありますので、本動議は成立いたしました。

指名推選による動議を直ちに議題として採決いたします。

お諮りいたします。本動議のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、本動議のとおり、指名推選によることに決定いたしました。

指名推選を求めます。

７番伊藤　進君。

○７番　松川堰組合議会議員につきましては、寒河江　司議員をご推選申し上げます。

○議長　お諮りいたします。ただいま指名推選がありました寒河江　司君を松川堰組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選されました寒河江　司君が松川堰組合議会議員に当選されました。

松川堰組合議会議員に当選されました寒河江　司君が議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第２項の規定によって、当選の告知をいたします。

◎議第２９号　令和４年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業変更委託契約の締結について

○議長　日程第18、議第29号　令和４年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業変更委託契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則でありますが、川西町議会運用例第２章第７項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　議第29号　令和４年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業変更委託契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、大友農林課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　大友農林課長。

○農林課長　それでは、私から、議第29号　令和４年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業変更委託契約の締結についてご説明いたします。

山形県農地及び農業用施設災害復旧受託要綱に基づき令和６年４月１日付契約締結した令和６年度の令和４年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業について、下記のとおり変更委託契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

１、契約の目的、令和４年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業委託。

２、契約の方法、山形県農地及び農業用施設災害復旧受託要綱による契約。

３、契約の金額、変更前、金１億6,127万5,000円、変更後、金１億3,790万5,181円、比較、2,336万9,819円の減。

４、契約の相手方、山形市松波二丁目８番１号、山形県知事。

本日付提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

添付資料についてご説明いたします。

仮契約書（変更）。

事業の名称、令和４年発生鏡沼地区農業用施設災害復旧事業。

期間、令和６年４月１日から令和８年３月31日まで。

契約料、変更前、金１億6,127万5,000円、変更後、金１億3,790万5,181円、比較、2,336万9,819円の減でございます。

中段、第12条でございます。

効力の発生。

第12条、この契約は、この契約締結後における最初の川西町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生する。

令和８年２月20日。

委託者、川西町大字上小松977番地１、川西町長。

受託者、山形市松波二丁目８番１号、山形県知事でございます。

契約額の減額の内容についてご説明申し上げます。

当初、堤体の盛土材を購入土や池の土を改良したものを使用する予定でありましたが、放水路の掘削土、それと無改良の池の土を使用できたことによりまして、購入土の費用、土の改良費用を減額できたこと、あわせて、発生する予定の残土の処理費用が減額したことによるものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長　本案に対する質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第３０号　坂水橋橋梁撤去工事変更請負契約の締結について

○議長　日程第19、議第30号　坂水橋橋梁撤去工事変更請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則でありますが、川西町議会運用例第２章第７項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、

本会議で直ちに審議いただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　議第30号　坂水橋橋梁撤去工事変更請負契約の締結について提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、提案するものであります。

内容につきましては、中山地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　中山地域整備課長。

○地域整備課長　私から、議第30号　坂水橋橋梁撤去工事変更請負契約の締結についてご説明申し上げます。

令和７年６月３日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき指名競争入札に付した坂水橋橋梁撤去工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

１、契約の目的、坂水橋橋梁撤去工事。

２、契約の方法、指名競争入札による契約。

３、契約の金額、変更前、金１億1,000万円、変更後、金１億3,519万8,800円、比較、金2,519万8,800円の増。

４、契約の相手方　山形県南陽市三間通1248番地　株式会社松田組　代表取締役松田孝一。

本日付提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

別紙をご覧いただきたいと思います。

第２回契約仮変更書でございます。

工事場所、川西町大字下平柳地内。

完成期日、令和８年３月31日。

変更前の請負代金額に対する増減額、増額で2,519万8,800円。

中段になります。

この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本

契約として成立し、その効力を発生する。

発注者、山形県東置賜郡川西町大字上小松977番地１、川西町長でございます。

受注者、山形県南陽市三間通1248番地、株式会社松田組でございます。

別紙平面図をご覧いただきたいと思います。

赤く濃くなっている部分が変更箇所となります。当初につきましては、Ｐ６までの橋梁撤去を計画しておりましたが、事業進捗を図るべく、Ｐ７までワンスパン、防護柵撤去を増工したものでございます。また、左側でございますが、工事の仮設用道路、県管理の河川道路を使用し、敷鉄板等を敷き、安全対策を行った増額となっております。

説明は以上になります。

○議長　本案に対する質疑を許します。

（な　　し）

○議長　別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長　全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第１７号　川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第１８号　川西町まちづくり委員会条例を廃止する条例の設定について

◎議第１９号　川西町交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第２１号　川西町犯罪被害者等支援条例の設定について

◎議第２３号　川西町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について

◎議第２５号　川西町過疎地域持続的発展計画の策定について

◎議第２６号　町有地の無償貸付けについて

◎議第２７号　町道路線の廃止について

◎議第２８号　町道路線の認定について

○議長　日程第20、議第17号　川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第28、議第28号　町道路線の認定についてまでの９議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　議第17号　川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、本条例を改正するため、提案するものであります。

内容につきましては、有坂総務課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　有坂総務課長。

○総務課長　それでは、私より、議第17号　川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、資料により説明をさせていただきます。

川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要であります。

まず１点目、改正の趣旨ですが、人事院規則の一部改正に伴い、本条例を改正するためでございます。

２、改正の内容、大きく２点ございます。

まず１点目、育児に係る両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備。

職員が仕事と育児の両立を行えるよう、以下の対応を行うことを明記したものでございます。

ア、育児休業制度の個別周知、意向確認。

イ、出生時における仕事と育児の両立支援制度の個別周知、意向確認と配慮。

ウ、育児期における仕事と育児の両立支援制度の個別周知、個別意向確認と配慮。

２点目、配偶者等の介護が必要な職員が仕事と介護の両立を行えるよう、以下の対応を行うことを明記したものでございます。

ア、配偶者等の介護が必要になった職員への介護と仕事の両立支援制度の個別周知、意向確認等。

イ、40歳になる職員への介護と仕事の両立支援制度の個別周知、意向確認等。

ウ、介護と仕事の両立に向けた勤務環境の整備でございます。

３、施行期日、公布の日から施行するものでございます。

以上、説明でございます。よろしくお願いします。

○議長　茂木町長。

○町長　議第18号　川西町まちづくり委員会条例を廃止する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町まちづくり委員会を廃止するため、提案するものであります。

内容につきましては、坂野企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　坂野企画財政課長。

○企画財政課長　私から、議第18号　川西町まちづくり委員会条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

川西町まちづくり委員会条例を廃止する条例を次のように制定する。

川西町まちづくり委員会条例を廃止する条例。

川西町まちづくり委員会条例は廃止する。

附則、この条例は令和８年４月１日から施行する。

本日付提出、町長名でございます。

以上でございます。

○議長　茂木町長。

○町長　続きまして、議第19号　川西町交流センター条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町小松地区交流センターの位置を変更するため、提案するものであります。

内容につきましては、色摩政策推進課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　色摩政策推進課長。

○政策推進課長　それでは、私より、議第19号　川西町交流センター条例の一部を改正する条例の制定についてをご提案申し上げます。

川西町交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町交流センター条例の一部を改正する条例。

川西町交流センター条例の一部を次のように改正する。

第２条の表中「川西町大字上小松1559番地３」を「川西町大字上小松1567番地」に改める。

川西まちなかテラスに移転するというような内容でございます。

附則、この条例は令和８年５月１日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長　茂木町長。

○町長　続きまして、議第21号　川西町犯罪被害者等支援条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、犯罪被害者等の支援に関し、必要な事項を定めるため、提案するものであります。

内容につきましては、大河原住民課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　大河原住民課長。

○住民課長　それでは、私より、議第21号　川西町犯罪被害者等支援条例の設定についてご説明申し上げます。

川西町犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

川西町犯罪被害者等支援条例。

本日付提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

内容につきまして、資料、概要によりご説明申し上げます。

１、制定の趣旨でございますが、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民等、事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復または軽減に向けた取組を推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、条例を制定するものでございます。

２、条例の内容でございますが、６つございます。

まず１つ目として、町、町民等、事業者の責務の明確化であります。犯罪被害者等支援に対する町、町民等、事業者の責務を明確にし、それぞれの立場で犯罪被害者等への支援に努めるものでございます。

２つ目として、二次的被害と再被害の防止であります。町は、犯罪被害者等が二次的被害を受けないよう、プライバシー等の保護に努め、また、再び被害を受けないよう、個人情報の適切な管理と安全の確保に努めるものでございます。

３つ目として、相談及び情報の提供等であります。町は、犯罪被害者等に対し、被害の軽減及び回復を図るための必要な情報の提供や助言を行い、関係機関との連絡調整を行うものであります。

４つ目としまして、経済的負担の軽減でございます。町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言を行うものであります。

５つ目としまして、民間支援団体に対する支援でございます。町は、犯罪被害者等の支援に関する活動を行う民間の団体に対し、助言やその他必要な支援を行うものでございます。

６つ目としまして、町民等及び事業者の理解の増進でございます。町は、犯罪被害者等が置かれている状況や二次的被害を防止することの重要性、犯罪被害者等の支援について、町民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発活動を行うものでございます。

３、施行期日でございますが、令和８年４月１日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長　茂木町長。

○町長　続きまして、議第23号　川西町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関し基準を定める必要があるため、提案するものであります。

内容につきましては、近健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　近健康子育て課長。

○健康子育て課長　それでは、私から、議第23号　川西町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の設定についてご説明いたします。

川西町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように設定す

る。

川西町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、議第23号資料、概要によりご説明申し上げます。

１、制定の趣旨でございます。乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度でございますが、令和８年度から実施するため、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関し基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

２、条例の内容については２点ございます。

１つ目は、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び運営に関する基準の設定です。乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準で示された国基準に従って、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

２つ目は、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員に関する基準の設定でございます。余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の施設または事業所の区分に応じた法令に従って、余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員に関する基準を定めるものでございます。

３、施行期日でございます。令和８年４月１日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長　茂木町長。

○町長　続きまして、議第25号　川西町過疎地域持続的発展計画の策定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項の規定により、川西町過疎地域持続的発展計画を定めるため、提案するものであります。

内容につきましては、坂野企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　坂野企画財政課長。

○企画財政課長　私から、議第25号　川西町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明申し上げます。

川西町過疎地域持続的発展計画を別添のとおり定める。

本日付提出、町長名でございます。

こちらが、川西町過疎地域持続的発展計画の案でございます。

期間は令和８年度から令和12年度までの５か年間でございます。

内容につきましては、１番の基本的な事項から13番、その他地域の持続的発展に関し必要な事項まで、項目別に定めるものでございます。

内容につきましては、こちらの議第25号資料、この内容につきましては、先日２月20日の全員協議会でもご説明いたしましたけれども、抜粋して、主なところだけご説明申し上げます。

１番の川西町過疎地域持続的発展計画についてでありますが、現計画が計画期間満了となるため、令和８年度から５か年間の計画を策定するものでございます。

２番の計画の構成についてでありますが、計画期間等は、先ほど申し上げたとおり、対象地域は川西町全域となっております。

（２）の基本的な事項でありますが、令和８年度から新たにスタートいたします第６次川西町総合計画に合わせて策定をしております。

（３）では、公共施設等総合管理計画との整合性を図り策定をしたという内容でまとめてございます。

３番の分野別の主な内容について、先ほどの13項目に沿って、それぞれ計画書をまとめてございますので、内容につきましては、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長　茂木町長。

○町長　続きまして、議第26号　町有地の無償貸付けについて提案申し上げます。

提案理由につきましては、山形鉄道株式会社に対して町有地を無償で貸し付けるため、提案するものであります。

内容については、坂野企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　坂野企画財政課長。

○企画財政課長　議第26号　町有地の無償貸付けについてご説明申し上げます。

町有地を下記のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第１項第６号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

１、貸付けの目的、山形鉄道株式会社が経営するフラワー長井線の鉄道用地とするためでございます。

２、貸付けの期間、令和８年４月１日から令和16年３月31日までとするものでございます。

３、貸付物件、（１）土地、102筆（別紙のとおり）、後ほどご説明申し上げます。（２）地積１万8291.01平方メートル。

４、貸付けの相手方、長井市栄町１番10号、山形鉄道株式会社、代表取締役社長中井　晃でございます。

本日付提出、町長名でございます。

貸付物件の別紙については、こちらをご覧ください。

番号１番から地番ごとにまとめた一覧表でございます。ナンバー102番まで、地目は全て鉄道用地でございます。合計の面積については、先ほど申し上げたとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長　茂木町長。

○町長　続きまして、議第27号　町道路線の廃止について提案申し上げます。

提案理由につきましては、谷地地区経営体育成基盤整備事業により廃止するため、提案するものであります。

内容につきましては、中山地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　中山地域整備課長。

○地域整備課長　議第27号　町道路線の廃止についてご説明申し上げます。

道路法第10条第３項の規定により、次の町道路線を廃止する。

本日付提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

廃止路線図をご覧いただきたいと思います。

下に４路線、記載させていただいております。谷地地区基盤整備に伴い、町道を廃止するため、提案するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長　茂木町長。

○町長　続きまして、議第28号　町道路線の認定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、谷地地区経営体育成基盤整備事業により新設する町道を認定するため、提案するものであります。

内容につきましては、中山地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　中山地域整備課長。

○地域整備課長　お待たせして、すみませんでした。

議第28号　町道路線の認定についてご説明申し上げます。

道路法第８条第２項の規定により、次の町道路線を認定するものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

認定路線図でございます。

下に６路線、掲示をしております。谷地地区基盤整備に伴い、町道を認定するために提案するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長　ここで休憩いたします。

再開時刻を午前11時05分といたします。

（午前１０時５０分）

○議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前１１時０５分）

○議長　一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、総括的な質疑となるようご留意願います。

髙橋輝行君。

○１０番　総括的な内容に関わると思うんですが、今回説明ありました議第18号ですけれども、まちづくりの条例関係、委員会条例についてお尋ね申し上げたいわけですけれども、茂木カラーという言葉があるとすれば、茂木カラーを出すために、私は基本となる、上の条例であります基本条例がありますわね。これも含めて、内容を検討しながら、茂木カラーというものを研究してみてはどうかという提案を何回か申し上げてきたわけで、今回の提案は、いわゆる前任者のカラーを、いいこともありますけれども、茂木カラーを鮮明にするための一つの準備、そして、そのための意思表示の、取りあえずは委員会の条例を廃止をして、そして茂木町政の形をつくっていく、こういう一つの瀬踏みといいますか第１段階、このように、好意的に取ればですよ、受け止めて、今日初めて提案を聞いたわけですけれども、私は議運

でもないんでね。

そのような受け止め方もあるとすれば、成り立つのかなという、一方的な感想を申し上げているわけですが、町長からちょっとお尋ねをしたい。

○議長　茂木町長。

○町長　やはり委員会条例、廃止することによって、さらに前向きなというか、町民の参画を促すという意味でも、次の６総と併せて進めていきたい、町民の参画を促しながら、評価もしていただきながら参画も進めていくという、非常に前向きな、今後の運営のための廃止という考えであります。

○議長　髙橋輝行君。

○１０番　これも皮肉った、悪態的な誘導をしているんですけれども、町民参画する、いわゆる茂木町政としてこれから頑張っていくには、この１年半、２年間勉強した中で、どうもこの条例は、くたまだというか、ちょっと表現が荒っぽいんですけれども、今の国会の予算委員会ではありませんけれども、分かりやすく表現をすればですよ。あったはあったで、使い勝手のいい条例だったかもしれないけれども、廃止をしても何ら支障のない条例だったということであれば、何だったべなというふうに思うわけなんですが、つまり、今申し上げたとおり、茂木町長がやりやすい、そして私が申し上げている基となる基本条例も含めて、研究していく一つの具体的な第一歩、あるいは一歩以上だと思うんですが、そのように受け止めさせていただいていいのかということを繰り返し質問したい。

その前に、副町長にちょっとお尋ねしたいんですが、この条例なくなっても、別に施行上は問題ないから、廃止をして、新たな条例の提案をしないということになったのかなというふうに推測するわけなんですが、最初に内容だけ副町長にお尋ねして、最初の冒頭のものは、茂木町長から再度お答えいただければというふうに思います。

○議長　島貫副町長。

○副町長　ただいまのご質問についてでございますけれども、事務事業評価につきまして、これまで、まちづくり委員会の中で検証を重ねてきたわけでございますけれども、より効率的で効果的な事務事業の評価というようなことで、先ほど町長が申し上げましたように、前向きに取り組んでまいりたいという趣旨で、今回改正をさせていただくものでございます。

○議長　茂木町長。

○町長　議員のご質問にお答えさせてもらいます。

まず、今回のご提案は、委員会条例の廃止というところでありますが、先ほど申し上げま

したように、これからまちづくりを前向きに考えていく中で、上位計画である基本条例について、どのようにしていくかということについては、引き続き研究してまいりたいと考えております。

○議長　髙橋輝行君。

○１０番　今の町長並びに副町長の答弁で十分なんですが、駄目押しで申し上げるならば、ぜひひとつ、こんなに順調にというか、非常に勉強されて、一つ一つ取り組まれる内容、条例まで研究されている内容については高く評価を申し上げたいわけで、ぜひ、繰り返しになりますが、前任者のどっぷりつかった味の染み込んだ内容を、全てということじゃないけれども、やっぱり必要でないもの、そしてまた、やりやすい、これはひとつ、引き続き頑張っていただきたいというふうに申し上げ、答弁は必要ありません。ありがとうございました。

○議長　ほかに。

（な　　し）

○議長　ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長　日程第29、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第１項の規定に基づき、日程第20、議第17号　川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第28、議第28号　町道路線の認定についてまでの９議案を内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長　ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎令和８年度施政方針の説明について

○議長　令和８年度施政方針の説明について、町長より説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　初めに、令和８年第１回川西町議会定例会が開催されるに当たり、令和８年度町政運

営についての基本的な考え方と施策の大要を申し上げますので、議員各位並びに町民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

一昨年４月に町長に就任して以来、町行政のトップとして、様々な課題解決と暮らしやすいまちづくりに取り組んでまいりました。

私は政治信条として、「共生社会の実現」を掲げております。年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、全ての町民の皆様が幸せに笑顔で暮らせる町を目指し、町民の皆様お一人お一人に寄り添って、地域課題を解決していきたいと考えております。

昨年は、川西町誕生70周年の節目の年に当たり、先人の皆様のたゆまぬご努力により築かれた歴史を礎に、次の10年に向けて新たなスタートを切った年でありました。ダリアの花をデザインした70周年記念ロゴマークを作成し、町民の皆様のご協力をいただきながら、様々な事業を実施いたしました。

夏には、本町とつながりのある地域の伝統文化の交流と併せて、町民と来訪者が一体となって楽しめる体験型イベントとして、「かわにしグリーンフェスティバル2025」を開催しました。当日は、あいにくの雨模様でしたが、多くの方にご来場いただきました。

秋には、70周年記念式典を挙行し、これまでの歴史を振り返りながらも、新たな時代にふさわしい挑戦を重ね、町民一人一人が幸福を実感できるまちを目指していくことについて決意したところです。

また、町内の各種団体活動の中で、70周年記念として実施するタイアップ事業への支援や震災を忘れない講演会の開催など、幅広い事業に取り組んできました。

一方、施設整備の関係では、町民総合体育館の屋根改修工事や、令和６年度から継続してきました川西まちなかテラス整備工事、川西中学校長寿命化工事が令和７年度で完了となります。

特に、まちなかテラスは「まちりあ」という愛称も決まり、町なかのにぎわいづくりの拠点として、多くの皆様に利用されることを願っております。

１、令和８年度町政の運営方針。

令和８年度は、長引く円安の影響や金利上昇など、国内外の経済状況を見据えながらも、賃金上昇による景気回復が日本全体に波及することを期待しております。さらに、国の物価高騰対策等にスピード感を持って対応し、生活者や事業者への支援に継続して取り組み、誰一人取り残されることのない社会の実現を目指してまいります。

また、令和８年度は、第６次川西町総合計画のスタートの年に当たります。本計画では、

目指す将来像を「わたしもあなたも満たされるまち」と掲げ、町民一人一人の幸福度の向上を目指してまいります。

同時に、医療・福祉サービスや教育の質等、地域の安定に必要なものを維持するために、限りある資源の有効活用を図り、「小さくても豊かな社会」をつくり上げてまいります。

そのためには、人や地域のつながりの中で誰もが主体的にまちづくりに取り組んでいくことが重要であり、共感と共創、そして共生による取組を推進してまいります。

具体的には、特に重要度が高く、様々な分野を横断する重点目標と５つの分野ごとの基本目標を柱に施策を展開してまいります。

これまでは、旧役場庁舎跡地の利活用や公共施設の老朽化対策、災害に強いまちづくりなど、ハード面の整備を優先して取り組んできましたが、これからは、町なかのにぎわいづくりや、より暮らしやすいソフト面の充実にシフトして取り組んでまいります。

国では、責任ある積極財政を掲げ、将来の成長分野へ積極的に投資する方針を示しています。また、内閣総理大臣を本部長とする地域未来戦略本部の設置により、地場産業の成長など、地域経済の底上げを目指しています。

本町におきましても、国の目指す方向を見据えながら、地域未来交付金等の活用を図り、にぎわいづくり、しごとづくり、三町連携の３事業を継続し、町民の皆様がいつまでも健康で心豊かな生活を送ることができる、活力ある社会の実現を目指してまいります。

２、令和８年度予算編成方針と概要。

令和８年度の国の地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の伸び、物価高騰等による歳出の増加が見込まれる中、地方がＤＸ等の推進、防災・減災対策、インフラ老朽化対策、子ども・子育て施策の強化、地方創生や地域社会再生に向けた取組、社会保障の充実及び人づくり革命等、地方が安定的な行政サーピスを提供できるよう、令和７年度地方財政計画の水準を上回る一般財源総額を確保するとされております。

本町の財政状況は、人件費や公債費、扶助費等の義務的経費は依然として高水準にあります。近年では、特に投資的経費が増加し、町債残高が増額している状況であるため、町債償還に係る公債費は今後さらに増加していく状況にあります。

一方、最大財源である地方交付税は、社会保障関係経費や人件費の伸び、地域社会のデジタル化の推進、防災・減災対策の推進、物価高騰等で膨らむ自治体の財政需要に対応し、全国規模総額で6.5%の増額となる見込みですが、本町においては、令和７年度国勢調査人口の減少により、減額するものと見込んでおります。

また、各種基金残高が乏しく、厳しい財政状況にあり、中長期的な財政見通しの下で行財政改革に取り組み、町財政の健全な運営が必要であると認識しております。

令和８年度の予算編成に当たっては、このような状況を踏まえ、実施計画策定の段階から、一般財源総額及び町債発行額について予算配分枠を示しながら、各課裁量を最大限発揮し、歳出の削減及び歳入確保の徹底により、歳入に見合った歳出構造への転換を図る予算編成を目指しました。

この結果、一般会計の歳入歳出総額は119億8,800万円で、前年度に比べ12.8％減の予算規模となりました。

なお、特別会計及び公営企業会計を含めた総予算額は173億3,909万5,000円で、前年度比11.0％の減となりました。

３、重点目標。

若者や女性、多様な人々が活躍するまちをつくります。

第６次川西町総合計画では、町民一人一人の幸福度を高めるため、これまでと力点を変え、「若者や女性、多様な人々が活躍するまちをつくります」を重点目標としました。

これは、計画策定時のアンケートの結果、特に若者や女性の活躍しやすい環境が十分に整っていないことがうかがえる内容であったことから、若者と女性をはじめ、多様な人々一人一人の活躍に焦点を当てることとしたものです。

目標達成に向けては、国の新しい地域未来交付金を活用した事業として、「若者・女性活躍推進事業」に取り組み、地域や職場で幅広く活躍できる人材の発掘と育成に努め、地域経済の活性化と持続的成長を支える環境を構築してまいります。

次に、予算案に計上した主な施策について、それぞれの基本目標ごとに申し上げます。

４、基本目標。

（１）安心して快適に住み続けられるまちをつくります。

地球温暖化対策の推進については、今ある豊かですばらしい自然を子供たちに未来永劫引き継いでいくため、町民、事業者、行政が互いに連携・協力を図りながら、2050年までにカーボンニュートラル社会を実現するため、一人一人が「自分ごと」として環境への理解を深め、具体的な対策を実践できるよう、地球温暖化対策や気候変動対策の普及啓発、情報提供の推進、省エネルギーや再生可能エネルギーの利活用に関する取組を支援してまいります。

循環型社会の推進については、衛生的な生活環境を維持していくため、不法投棄や野焼き等への対策の強化、ごみ減量化及び資源化の取組を進めてまいります。あわせて、生活排水

対策として、引き続き合併処理浄化槽設置の推進と加入促進による下水道事業及び農業集落排水事業の安定した経営に努め、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図ってまいります。

安心して暮らせる住環境の整備については、県の制度と協調しながら、新築、住宅リフォーム、耐震診断、耐震補強工事に対する支援を継続してまいります。

西大塚地区に整備を進めているメディカルタウンについては、地理的優位性を生かし、住宅区域北側に整備した17区画の分譲地に引き続き、住宅区域南側の整備を進め、令和10年度中の分譲開始を目指してまいります。

また、商業区域南側の整備においては、住民の皆様のご意見を反映するとともに、多方面から情報収集を図りながら、商業者誘致に取り組んでまいります。

空き家対策については、空き家バンクの利活用を促すとともに、空き家の適正管理について、引き続き周知を図ってまいります。また、空き家除却支援により危険な空き家等の解消、発生防止を推進してまいります。

総合的な雪対策の充実については、「川西町道路除雪計画」に基づき、冬期間の安全・安心な生活及び道路交通の確保を図るとともに、高齢者世帯等への雪下ろしの支援など、雪国の暮らしを支えてまいります。

持続可能なインフラ整備の推進については、幹線道路ネットワークの整備促進として、国道287号米沢長井道路の川西バイパス及び米沢川西バイパスの早期開通に向けて、関係市町・団体と共に、国や県に対して引き続き要望活動を行ってまいります。

生活道路等の整備については、計画的に舗装補修や側溝整備等を実施して機能維持を図るとともに、橋梁については、「川西町橋梁長寿命化修繕計画」に沿って、継続して修繕整備に取り組んでまいります。

また、安定した水道供給を目指すため、「川西町水道事業経営計画」に基づき、費用の軽減対策や未収金対策等を進め、経営の安定化を図ってまいります。

地域公共交通の充実については、持続可能な公共交通を実現するマスタープランとして策定した川西町地域公共交通計画に基づき、生活交通として定着しているデマンド型乗合交通の一層の充実に向け、調査研究を進めてまいります。

ＪＲ米坂線については、早期の全線復旧を強く求めていくとともに、今年は米沢・今泉間が開業100周年を迎える記念すべき年であるため、にぎわいづくりのイベントを計画してまいります。

山形鉄道フラワー長井線については、県と沿線市町が協調し、利用拡大と運行支援に取り組んでまいります。

また、広域的な公共交通の課題については、引き続き県や関係市町と検討を進めてまいります。

防災・減災対策の充実については、防災備蓄品や避難資機材の拡充を図り、自主防災組織の取組に対する支援、防災のための人材育成として防災士養成を推進するとともに、自主防災組織、関係機関及び民間企業との連携を強化し、自助・共助意識の啓発活動を進めてまいります。

また、消防力の維持、施設の維持管理及び資機材の整備として、消防団については、車両化による機動力強化と装備品の拡充に努め、置賜広域行政事務組合川西消防署との連携を密にし、町民の安全・安心を確保してまいります。

交通安全・防犯体制の充実については、町民生活安全推進大会の開催を継続し、町民の防犯、安全に対する意識の啓発と活動の強化を図るとともに、各年代層に対応した交通安全を推進してまいります。

また、高齢者等の自動車運転による事故の抑止を図るため、運転免許証自主返納支援を継続し、公共交通機関利用の支援を推進してまいります。

（２）挑戦を支え、産業が発展し、稼げるまちをつくります。

農業の振興については、基盤整備事業の計画的推進として、大塚西部地区、中大塚地区、大塚北部地区や荏高山地区の継続的な推進を図るほか、東大塚地区の整備に取り組んでまいります。あわせて、上萩野地区、川西東部地区の農業用施設の改修事業を継続し、農地の大区画化、用排水機能等の基盤整備により、生産効率の向上と経営基盤の強化を支援してまいります。

米沢牛の生産基盤の整備については、町有牛貸付管理、肥育素牛導入資金貸付等において、米沢牛の主産地として地域内一貫生産体制を構築し、黒毛和牛の生産増頭に向けた取組を強化し、さらなる産地確立を目指してまいります。

また、令和９年に開催される全国和牛能力共進会への出品、上位入賞に向け、関係機関と連携し、準備を進めてまいります。

多様な担い手の支援については、女性農業者や新規就農者、有機農業者等の担い手の確保・育成及び農用地の利用集積を進めてまいります。あわせて、法人化の支援を継続してまいります。

また、スマート農業の支援のほか、農作業の効率化による農業経営の安定化を目指し、農業者に対する各種支援策を展開してまいります。

農地の保全に関しては、令和６年度に策定した地域計画を地域での話合いによりプラッシュアップを図り、農地中間管理機構を活用した地域内の農業を担う者への農地の集積・集約を推進しながら、効率的な農業経営を目指してまいります。

商工業の振興については、積極的に町内の事業所を訪問して情報共有を図るとともに、町内事業者の新たなチャレンジの支援や、創業支援等事業計画に基づく創業希望者、起業者の支援に継続して取り組んでまいります。あわせて、ＩＰ（知的財産権）の活用等、付加価値を上げる商品開発に対する支援にも力を入れてまいります。

起業・誘致・連携による地域活性化については、企業誘致策として令和６年度に策定した「川西町企業誘致戦略」に基づき、県及び関係機関と連携して情報発信に努め、尾長島工業団地未創業地の早期企業誘致を推進してまいります。

また、多様な働き方ができる環境整備に向け、シェアオフィス、コワーキングスペースやマルチワークに対する支援を行ってまいります。

観光の振興については、川西ダリヤ園、浴浴センターまどか及びパークゴルフ場を中心に、多様な主体による観光サービスの提供と町全体への経済効果への波及を図ってまいります。

さらに、効果的な観光情報発信の強化について、公式ホームページやＳＮＳ等の有効活用による情報提供を行うともに、来町者自らが本町の魅力を発信する仕掛けづくりなど、充実した観光情報の発信を行ってまいります。

交流人口・関係人口の拡大については、きっかけとなるふるさと納税の取組を強化し、返礼品及び取扱事業者の拡大による魅力向上を図るとともに、戦略的かつ積極的なＰＲにより、本町の認知度向上と寄附額の増額を目指し、関係人口の拡大と地域経済の活性化につなげてまいります。

また、地方経済の活性化につながる企業版ふるさと納税については、これまで以上の効果を発揮できるよう、より具体的な事業の紹介等により、積極的・効果的な情報発信に努めてまいります。

（３）共に支えあい、健康に暮らせるまちをつくります。

健康づくりの推進については、「第３次川西町健康増進・食育推進計画」、「川西町国民健康保険第３期データヘルス計画」に沿って施策を推進してまいります。

町民の肥満、糖尿病、高血圧に関する健康課題に対し、「運動」、「減塩」、「かかりつ

け歯科医」を推進し、誰一人取り残さない、より実効性の高い取組を推進するために、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士などの多職種と連携し、町民の健康寿命の延伸を目指してまいります。

医療体制の充実については、公立置賜川西診療所が在宅療養支援診療所として、公立置賜総合病院と連携した初期・慢性期医療の提供を維持できるよう、「公立置賜川西診療所施設整備基本構想・基本計画」に基づいた施設整備を図り、町民が安心して暮らし続けられる医療体制の充実に努めてまいります。

きめ細やかな福祉の推進については、令和８年度を初年度とする「第４期川西町地域福祉計画」に基づき、地域における高齢者、障がい者、子供、生活困窮者、その他複合的な課題を抱える者が制度のはざまに陥ることなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域共生社会の実現を目指してまいります。

介護の充実については、「第10次川西町高齢者保健福祉計画・第９期川西町介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、介護予防の充実、地域で支え合う居場所の創出、切れ目のない医療と介護の提供、日常生活の支援に取り組んでまいります。

また、「第３期川西町障がい者計画」が最終年度となるため、次期計画を策定する年に当たります。第３期計画の検証・評価、町民ニーズの把握や分析を踏まえ、差別の解消、合理的配慮等、共生社会の実現に向けた次期計画を策定してまいります。

（４）夢を育み、心豊かに学べるまちをつくります。

子育て環境の充実については、「こども家庭センター」を拠点に、全ての妊産婦、子育て世帯、子供について、保健師と社会福祉士が様々な相談に応じ、必要な情報やサーピスを提供し、また、学校や地域の関係機関と連携を図りながら支援を行ってまいります。

「すべての子どもたちの笑顔があふれるまちづくり」を実現するため、本町の「第３期川西町子ども・子育て支援事業計画」に沿って、子供たちが豊かな環境の中で心身ともに健やかに成長し、町に住み続けられるよう、子育てしやすい環境づくりに取り組んでまいります。

また、今まで保育料無償化ではなかった第１子及び第５階層以上の世帯について、町独自策として無償化の対象とし、子育て世帯の経済的負担の軽減を強化してまいります。

本年４月からは、保護者の就労要件にかかわらず、生後６か月から満３歳未満の未就園児が保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」を新たな給付制度として実施し、全ての子供の育ちを応援し、子育て家庭の支援を強化してまいります。

医療支援の充実については、引き続き就学前の乳幼児、小・中学生、高校生までの医療費の無料化支援に取り組むほか、重度心身障がい（児）者、ひとり親家庭等に対する医療費扶助等の支援に努めてまいります。

さらに、放課後児童クラブ運営支援や子育て支援センター等の運営充実を図り、子育て世帯が安心して子育てできる環境整備、保育施設などに対する施設型給付費や委託費の給付、児童手当やひとり親家庭の親への手当支給などの支援を継続して実施してまいります。

学校教育の充実については、更新したＧＩＧＡスクール端末を活用しながら、情報活用能力を育成し、学力の向上を図ってまいります。さらに、グローバル化に向けた小・中学校における英語力の向上策として、ＡＬＴ（外国語指導助手）を引き続き複数配置するとともに、中学３年生及び中学１年生に対して英語の検定料補助を継続し、英語の学力向上を図ってまいります。

児童の教育環境の充実については、昨年７月にアンケートを実施し、10月に「川西町立小学校の適正配置を考える協議会」を設置し、議論を進めてきたところであります。今年１月に答申を受けて策定した「川西町立小学校適正配置計画」に沿って進めてまいります。

中学校部活動の地域展開については、「山形県における部活動改革ガイドライン」に基づき、令和８年４月からは川西中学校の部活動は平日のみとし、休日は教育委員会で認定した「川西町認定地域クラブ」で活動してまいります。

児童・生徒の健全な身体の育成に向けては、栄養バランスの取れた学校給食が大切であり、学校給食費の支援を図りながら、保護者の負担軽減に努めてまいります。

社会教育・生涯スポーツの充実については、誰もが学習やスポーツ、文化活動に取り組める環境を整え、行政による出前講座の充実を図るとともに、多様な主体による機会の提供を支援します。

また、地域資源の調査や学習を進め、まちづくりなど他分野と連携しながら、一層の効果的な活用を図ってまいります。

文化振興と地域資源の活用については、フンドリープラザを核に、多様な芸術文化の鑑賞や体験、発表の機会を提供してまいります。あわせて、町内の伝統芸能、文化、風習を大切にし、次世代へ継承してまいります。

（５）人を育て、未来につなげるまちをつくります。

地域を支える「ひと」と「つながり」の創出については、地域づくりにおける担い手育成が急務であります。まちづくりの実践を担う地域や団体等においては、地区交流センターを

含めて世代交代が進みつつありますが、引き続き意欲的な人材を発掘・育成し、活力ある地域づくりに取り組んでまいります。

移住・定住の促進については、川西町観光交流協会と連携を図りながら地域おこし協力隊制度を十分活用し、地域課題への対応のみならず、起業や事業承継などの支援に取り組み、隊員の定住に努めてまいります。

令和８年５月にオープンする川西まちなかテラスについては、町内の地域づくりの拠点であり、近年頻発する災害から地域住民の命を守る防災の拠点となります。

また、中心市街地の活性化と地域発展に向けた多様なイベントやパブリックビューイング等、新たな取組による町なかのにぎわいづくりの拠点として、子供からお年寄りまで多くの住民等に活用してもらえるよう、観光交流に関する情報発信の強化に努め、関係団体等と連携を図りながら、取組を進めてまいります。

以上、町政全般にわたり所信を述べさせていただき、川西町のさらなる発展を願いながら、議員の皆様や町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、施政方針といたします。

○議長　ここで休憩いたします。

再開時刻を午後１時ちょうどといたします。

（午前１１時４６分）

○議長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後　１時００分）

◎議第２０号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第２２号　川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第２４号　川西町商工業振興資金融資制度基金条例を廃止する条例の設定について

◎議第　６号　令和７年度川西町一般会計補正予算（第１０号）

◎議第　７号　令和７年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

◎議第　８号　令和７年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

２号）

◎議第　９号　令和７年度川西町水道事業会計補正予算（第４号）

◎議第１０号　令和８年度川西町一般会計予算

◎議第１１号　令和８年度川西町国民健康保険事業特別会計予算

◎議第１２号　令和８年度川西町介護保険事業特別会計予算

◎議第１３号　令和８年度川西町後期高齢者医療特別会計予算

◎議第１４号　令和８年度川西町水道事業会計予算

◎議第１５号　令和８年度川西町下水道事業会計予算

◎議第１６号　令和８年度川西町農業集落排水事業会計予算

○議長　日程第30、議第20号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第43、議第16号　令和８年度川西町農業集落排水事業会計予算までの14議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長茂木　晶君。

○町長　議第20号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきましては、鈴木税務会計課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　鈴木税務会計課長。

○会計管理者・税務会計課長　それでは、私から、議第20号　川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本日付提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

改正内容につきましては、別添の資料、川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要によりまして説明を申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございます。

令和８年度から、国民健康保険税に新たに子ども・子育て支援納付金課税額（子ども分）を設け、従来の基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）、介護納付金課税額（介護分）と合わせまして、新たに課税をするために、本条例を制定するものでございます。

２番の改正の内容でございます。

国民健康保険税の医療分、支援金分、介護分に、新たに子ども分ということで追加をするものでございます。

こちらの税額等につきましては、下の表の中の一番右側の欄の太枠で囲んでいる部分になってございます。こちらの子ども分の所得割額につきましては0.3%、均等割額につきましては1,200円、平等割額につきましては800円、18歳以上の均等割額につきましては100円ということで、こちらを新たに追加し、賦課徴収するものでございます。

なお、下の米印に書いてありますが、低所得者に対する軽減措置ということで、７割軽減、５割軽減、２割軽減及び課税限度額を設ける措置につきましては、現行の国保税の制度に準ずるものでございます。

３番の施行期日等でございます。

（１）施行期日につきましては、令和８年４月１日から施行するものでございます。

（２）改正後の川西町国民健康保険税条例の規定につきましては、令和８年度以降の年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。

なお、令和７年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によるものとするものでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長　茂木町長。

○町長　続きまして、議第22号　川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料を減免するため、提案するものであります。

内容につきましては、梶山福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　梶山福祉介護課長。

○福祉介護課長　私より、議第22号　川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい

てご説明申し上げます。

川西町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町介護保険条例の一部を改正する条例。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、資料により説明申し上げます。

１の改正の趣旨でございます。

令和７年度税制改正に伴う給与所得控除の最低保障額が引上げになったことにより、令和７年度に町民税非課税であった者が当該引上げ分の範囲内で就労収入を増加させることで、令和８年度においても町民税非課税となる場合、介護保険法施行令の一部を改正する政令により、見直し前と同じ判定が適用されることから、その者の令和８年度介護保険料について、町民税非課税者として算定される保険料段階まで減免を実施するため、本条例を改正するものでございます。

２の改正の内容です。

１つ目、令和７年度非課税者であって、介護保険法施行令第25条（令和８年度保険料率の算定に関する基準の特例）に該当する者は、介護保険法第142条（保険料の減免等）の定めに該当するとして、当該者の保険料、令和８年度保険料算定において、課税・非課税の判定について、町民税非課税者として判定する保険料段階まで減免することができることとするものでございます。

２つ目、前項の場合における川西町介護保険条例第16条第２項（保険料の減免申請書関係）の規定の適用については、関係書類等において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、提出を省略させることができるとするものでございます。

３、施行期日等。

この条例は令和８年４月１日から施行する。

２つ目、改正後の附則第15条の規定は、令和８年度分の保険料に限り適用するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長　茂木町長。

○町長　議第24号　川西町商工業振興資金融資制度基金条例を廃止する条例の設定について提案申し上げます。

提案理由につきましては、川西町商工業振興資金融資制度基金を廃止するため、提案する

ものであります。

内容につきましては、安部商工観光課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　安部商工観光課長。

○商工観光課長　私より，議第24号　川西町商工業振興資金融資制度基金条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。

川西町商工業振興資金融資制度基金条例を廃止する条例を次のように制定するものでございます。

川西町商工業振興資金融資制度基金条例を廃止する条例。

川西町商工業振興資金融資制度基金条例は、廃止する。

附則。この条例は令和８年３月31日から施行する。

本日付提出、町長名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長　茂木町長。

○町長　続きまして、議第６号　令和７年度川西町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

令和７年度川西町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条第１項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億958万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億410万円とするものです。

以下、内容につきましては、坂野企画財政課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　坂野企画財政課長。

○企画財政課長　私から、議第６号　令和７年度川西町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

令和７年度川西町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条第１項については、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第２条、繰越明許費の追加は、「第２表　繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第３条、地方債の追加及び変更は、「第３表　地方債補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

先に第２表からご説明を申し上げます。

第２表繰越明許費補正、追加として全部で11件ございます。

２款１項、事業名、防災対策事業、金額、この金額は繰越しの上限額になります、1,344万7,000円、以下11件、合計額が３億6,259万2,000円でございます。

続いて、第３表地方債補正でございます。

追加で２件、起債の目的でありますが、防災・減災・国土強靭化緊急対策事業、限度額1,780万円。

続いて、一般廃棄物処理事業、限度額3,690万円。

続いて、変更で５件ございます。

１つ目、公共事業等、補正後の限度額は２億2,040万円、１億2,670万円の増額でございます。

続いて、学校教育施設等整備事業、補正後の限度額は５億2,060万円、9,070万円の増額でございます。

続いて、一般補助施設整備等事業、補正後の限度額は2,110万円、1,570万円の増額。

続いて、緊急自然災害防止対策事業、補正後の限度額は５億1,780万円、650万円の減額。

続いて、過疎対策事業、補正後の限度額は12億1,700万円で、２億2,040万円の減額。

合計、補正後の限度額は27億9,010万円、6,090万円の増額でございます。

第１表関係は、こちらの概要の資料でご説明を申し上げます。

１、歳出でありますが、性質別に区分した補正額と主な内容をご説明申し上げます。

ナンバー１、補助費等1,376万1,000円の増額、このうち、障がい介護給付等事業、国庫支出金返還金442万8,000円の増額、続いて、日本酒原料米高騰支援事業、原料米高騰支援補助金329万円の増額などでございます。

ナンバー２、物件費735万7,000円の増額、このうち、戸籍電算化システム整備事業、システム改修委託料で184万8,000円の増額などでございます。

ナンバー３、扶助費164万2,000円の増額、このうち、障がい者自立支援医療（更生）給付事業、更生医療給付費122万2,000円の増額などでございます。

ナンバー４、普通建設事業費（補助）723万8,000円の増額、公共交通対策事業、山形鉄道施設等整備補助金の増額でございます。

ナンバー５、普通建設事業費（県負担金）6,588万9,000円の増額。このうち、農業競争力強化基盤整備事業、県営事業負担金3,458万円の増額などでございます。

ナンバー６、積立金1,561万6,000円の増額、町債管理基金管理事業、基金積立金の増額でございます。

ナンバー７、繰出金192万2,000円の減額、このうち、高期高齢者医療事業繰出金385万5,000円の減額などでございます。

歳出合計１億958万1,000円の増額。

続いて、２、歳入。

ナンバー１、地方交付税１億6,691万円の増額、普通交付税の増でございます。

ナンバー２、国庫支出金1,645万6,000円の増額、このうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金641万5,000円の増額などでございます。

ナンバー３、県支出金72万3,000円の増額、このうち、畑地化促進事業費県補助金300万円の増額などでございます。

ナンバー４、寄附金505万円の増額、このうち、企業版ふるさとづくり寄附金300万円の増額などでございます。

ナンバー５、繰入金１億4,045万8,000円の減額、このうち、財政調整基金繰入金１億4,481万2,000円の減額などでございます。

ナンバー６、町債6,090万円の増額、内訳はここに表示しているとおりでございます。

歳入合計１億958万1,000円の増額。

なお、この補正後の財政調整基金残高は７億4,720万5,000円となります。

その下、括弧書きで記載しておりますが、令和７年度の標準財政規模につきましては、地方交付税の再算定がございまして、前回の９号補正から増額となっております。71億3,394万3,000円に占める割合は10.5％となります。

説明は以上でございます。

○議長　茂木町長。

○町長　続きまして、議第７号　令和７年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

令和７年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正。

第１条第１項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,662万8,000円とするものです。

以下、内容につきましては、近健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　近健康子育て課長。

○健康子育て課長　それでは、私から、議第７号　令和７年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

令和７年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条第１項につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりです。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

本日付提出、町長名であります。

それでは、議第７号資料によりご説明申し上げます。

１、歳出でございます。

８款諸支出金２万2,000円の増額です。令和２年度国民健康保険保険給付費等交付金の返還金でございます。

歳出の合計額は２万2,000円の増額でございます。

２、歳入です。

１款国民健康保険税191万1,000円の減額です。医療給付費分現年課税分でございます。

６款繰入金193万3,000円の増額です。保険基盤安定繰入金（保険者支援分）の額の確定による増額で、117万4,000円の増額です。財政安定化支援事業繰入金の額の確定による増額で、75万9,000円の増額です。

歳入の合計額は２万2,000円の増額です。

説明は以上です。

○議長　茂木町長。

○町長　続きまして、議第８号　令和７年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

についてご説明申し上げます。

令和７年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条第１項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億1,908万8,000円とするものです。

以下、内容につきましては、近健康子育て課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　近健康子育て課長。

○健康子育て課長　それでは、私から、議第８号　令和７年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

令和７年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条第１項は、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、議第８号資料によりご説明申し上げます。

１、歳出でございます。

２款後期高齢者医療広域連合納付金385万5,000円の減額です。後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定による減額でございます。

３款諸支出金235万4,000円の増額です。一般会計繰出金でございます。

歳出の合計150万1,000円の減額でございます。

２、歳入です。

４款繰入金385万5,000円の減額です。保険基盤安定繰入金の額の確定による減額でございます。

６款諸収入235万4,000円の増額です。前年度事務費負担金の精算でございます。

歳入の合計150万1,000円の減額でございます。

説明は以上です。

○議長　茂木町長。

○町長　続きまして、議第９号　令和７年度川西町水道事業会計補正予算（第４号）を提案申し上げます。

第１条、令和７年度川西町水道事業会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

以下、第２条からの内容につきましては、中山地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　中山地域整備課長。

○地域整備課長　それでは、議第９号　令和７年度川西町水道事業会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

第１条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

収益的収入の補正。

第２条、令和７年度川西町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入。

第１款水道事業収益、第２項営業外収益に63万7,000円を追加し、2,077万8,000円とするものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、議第９号資料についてご説明申し上げます。

収益的収入、１款水道事業収益、２項営業外収益、２目他会計補助金63万7,000円の増額です。一般会計補助金、電気料高騰に伴う水道事業支援事業になります。

説明は以上です。よろしくお願いします。

○議長　茂木町長。

○町長　続きまして、議第10号　令和８年度川西町一般会計予算、議第11号　令和８年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第12号　令和８年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第13号　令和８年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第14号　令和８年度川西町水道事業会計予算、議第15号　令和８年度川西町下水道事業会計予算、議第16号　令和８年度川西町農業集落排水事業会計予算、以上、令和８年度７会計予算を一括して提案いたしますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

各予算の概要につきましては、島貫副町長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長　島貫副町長。

○副町長　私より、予算案の概要について申し上げます。

なお、予算額等の詳細につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

（副町長、予算案の概要説明）

○議長　一括議題といたしました14議案の説明が終了いたしました。

なお、一括議題の総括質疑及び委員会付託の採決につきましては、議事日程の都合上、第３日目、３月６日の本会議で行います。

◎請願第１号　山形県総合コロニー希望が丘職員宿舎に関する請願

○議長　日程第44、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は１件であります。

請願第１号　山形県総合コロニー希望が丘職員宿舎に関する請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員渡部秀一君。

○４番　４番、渡部です。

それでは、私のほうから、請願第１号の説明をさせていただきます。

希望が丘職員宿舎に関することでございますが、これは以前、私も一般質問などで聞いたものでございますけれども、やはりそのときと同じく、付近の周辺の住民の方が大変心配されている事案でございます。

職員宿舎自体は、山形県社会福祉事業団から山形県へと権利のほうが移っておりますので、管財のほうに入っているということなので、大変難しいこととは存じますが、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、朗読して請願をさせていただきます。

件名、山形県総合コロニー希望が丘職員宿舎に関する請願。

請願者は川西町大字上小松3418、伊藤久一郎。紹介議員は記載のとおりでございます。

内容をご説明させていただきます。

山形県総合コロニー希望が丘職員宿舎に関する請願。

当該施設は、昭和55年建築の建物であり46年を経過いたしました。職員宿舎として長年その役割を果たしてきましたが、近年の入居者がいない状況から令和３年度で利用を終了し、

建物がそのままの状況となっております。

建物が市街地にあることで、老朽化による危険、不審者や獣の住みかとならないか等非常に懸念され、近隣住民からも心配の声が聞かれます。

よって、次の事項について県に働きかけるよう請願いたします。

記

１、当該施設を速やかに解体すること

２、解体するまでの間、当該施設の管理を万全にし、近隣住民の心配が払拭されるようにすること

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長　本請願は産業厚生常任委員会に付託をいたします。

◎散会の宣告

○議長　以上で、本日予定しました全日程を終了いたしました。

なお、山形県労働組合総連合議長荻原圭子氏より、全国一律最低賃金制の確立・時間額1500円実現とこれに見合う中小企業支援拡充により人口減少・流出に歯止めをかけるための意見書採択を求める件についての陳情、自治体職員をハラスメントから守る山形県民の会代表小林秀一氏より、東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

（午後　１時５０分）